

平成25年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成25年 4月25日(木)

午前 9時35分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鵜野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町長 金平嘉則 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務課長	辻広治	君
政策推進室長	横山茂	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	栗中一弘	君	商工観光課長	菅原秀史	君
住民生活課長	谷口勲	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	吉田憲司	君	旭寿園園長	三浦剛	君
和風園園長	橋英則	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 生沼篤司 君 主幹 春山顕一 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野信行 君 書記 吉田正晴 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 47 号 沼田小学校解体工事（基礎部分）の請負契約について

**(会議時間の変更)**

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。開会前に会議時間の変更について議長よりお伝えします。本日の会議はこの後の諸行事の都合により、開会時間を早めて行う事と致します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は時間を早めて開会を致します。なお、教育次長がちょっと出張ですので、春山主幹が本日出席しております。

---

**(開 会 宣 言)**

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達してしますので、本日を以って召集されました平成25年第4回沼田町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

**(会議録署名議員の指名)**

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、鵜野議員、7番、絵内議員を指名致します。

---

**(会期の決定)**

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

---

**(一 般 議 案)**

○議長（杉本邦雄議長）日程第3。承認第1号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）承認第1号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成25年4月25日提出、町長名であります。

次の頁、お開き願いたいと思います。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成25年3月30日であります。沼田町長名であります。

次の頁、お開き願いたいと思います。

町税条例の一部を改正する条例。町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。改正条文につきましては、非常に煩雑となっておりますので、朗読を省略をさせていただきます。提案理由の説明を申し上げます。まず、改正の根拠であります、地方税法の一部を改正する法律、これが平成25年3月30日に公布となり、関係致します政令、省令についても同日付で公布された事に伴いまして、町税条例の関係条文について改正準則に基づき、所要の改正が必要になったものでありまして、3月30日付で専決処分したものでございます。

今回の、地方税法一部改正の主な内容につきましては、別紙で改正要点をお配りをさせていただきます。町税条例の改正が必要なものは、1点目、延滞金利率の見直し、2点目につきましては、個人住民税におけます住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長、3つ目と致しましては、東日本大震災に係ります相続人の長期譲渡所得の特例、まあこういったものが主な内容となっているものでございます。

それでは、まず1点目であります延滞金の利率の見直しであります。町税条例附則第3条の2関係であります、国税の見直しにあわせまして、町税に係る延滞金の利率を引き下げるものでございます。本則14.6%でございますけれども、特例基準割合、これは国内銀行の貸出約定平均金利でありますけれども、これプラス1%、これが特例基準割合となっております。これに7.3%。これは、早期納付を促すという率の7.3%であります。この計算から得た率とするものでございます。参考までに、仮に貸出約定平均金利が1%とした場合、これに1%が加算されたものに7.3%を足しこみまして、延滞金の率は9.3%ということになるものでありまして、本則14.6%からの引き下げになっているものであります。

なお、納期限後1ヶ月以内につきましては、現行の特例4.3%に対しまして、特例基準を使いますと、最終的に3.0%になるものでございます。なお、この改正につきましては、平成26年1月1日施行となるものでございます。

次に、住宅ローンの特別税額控除の適用期限の延長でございます。町税条例附則第7条の3の2関係であります、現行所得税におきまして、住宅ローンの年末残高に対しましては、一定の率を乗じて控除を受けることが出来る訳であります、その際、所得税から控除しきれなかった額を一定の金額を上限と致しまして、個人住民税で控除する制度でございます。この制度を延長するものでございますが、現行適用期限は、平成25年までに入居したものであります、これを平成29年の居

住分まで4年間延長するという事にしたものでございます。なお、これに係ります減収の補填につきましては、国からの特例交付金で全額措置されるものでございます。この改正につきましては、平成27年1月1日施行となるものでございます。

その他、東日本大震災により居住用家屋が滅失した相続人の長期譲渡所得の特例、こういったものが主な内容でございます。また、地方税法の改正に伴って生じた適用条項のずれ、こういったもの等の整理、改正をしているものでございます。

参考までにお配りを致しております要点の下段の方に、地方税法の改正に係ります要点、これも記載を致してございますので、ご覧をいただければという風に思います。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。宜しくご承認の程お願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第4。議案第47号。沼田小学校解体工事（基礎部分）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第47号。沼田小学校解体工事（基礎部分）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い、必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

記、1 契約の目的、沼田小学校解体工事（基礎部分）、2 契約の方法、地域限定型一般競争入札、3 契約金額、5,859万円、4 契約の相手方、沼田町字高穂103の219、教和建設株式会社、代表取締役、岩田幸博、5 工事場所、沼田小学校旧校舎跡地、6 工期、契約の日から90日間。平成25年4月25日提出、町長名でございます。

次に、資料がついてございますが、これは入札に参加いたしました業者名を書い

たものでございますので、お目通しをお願いしたいと思っております。

次に、工事の概要でございます。この工事につきましては、昨年度解体致しました、残り小学校旧校舎の1階スラブから下の基礎部分の鉄筋コンクリート1,560㎡を解体致します。また、木杭、径150、長さ4.5から5.4を926本撤去致します、及び鉄筋コンクリートの杭、径が250、長さが7m、これを243本撤去するものでございます。

以上、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）7番絵内です。今、説明によりますと、基礎の解体と併せて、当然杭を打ってある訳ですけれども、あの杭を全部抜くっていう事ですか。私自身、素人に見れば、地上から1mも撤去すればそれで十分かと思っておりますけれども、何か法的な部分か何かあるんですか。その辺、お伺い致したいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）これは法的に、下にある杭、木杭及び鉄筋コンクリート類がですね、産業廃棄物にあたるというものでございます。上に工作物等が建設される場合は、あたらない場合もございますけれども、ここがグラウンド敷地になるということで法的に産業廃棄物にあたるため、撤去しなければならないというものでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）産業廃棄物というのは当然解体すれば産業廃棄物になるのは当然ですけれども、地下に置いておいても産業廃棄物という風に見なされるんですか。その辺いかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）それは、その通りでございます、その辺につきましては十分法的に調査した上であたるということになってございます。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑がないようですので質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

**（ 閉 会 宣 言 ）**

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成25年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。大変ご苦労さまでした。

9時48分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員